# 令和3年度播磨町結婚新生活支援補助金

## 播磨町で新婚生活をスタートしよう!

新婚世帯の住居費・引越費用を最大30万円補助します。

播磨町は少子化対策の推進のため、結婚して町内で新生活を始める 新婚世帯に対して住居費や引越費用の支援を行います。

#### ♡補助の対象となる世帯

次の要件を全て満たす世帯が対象となります。

- 1. 令和3年1月1日から令和4年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。
- 2.夫婦の所得金額の合計が400万円未満の世帯。
  - 婚姻を機に離職した人は、離職証明書などで所得なしとします。
  - 貸与型奨学金の返済を行っている場合、所得から年間返済額を控除した額とします。
- 3.婚姻届の受理された時点での年齢が、夫婦ともに39歳以下であること。

年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます。

- 4.対象となる住宅が播磨町内にあり、住民登録の上、現に居住していること。
- 5.他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- 6.夫婦とも過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。
- 7.町税の滞納がないこと。
- 8.暴力団員でないこと。

### ♡補助金の額と対象経費

新居の住居費及び引越し費用の合計額 上限 30 万円

• 住居費 新居に要した費用

住宅取得・・・購入費

賃貸・・・・・賃料(1か月分)、敷金、礼金、共益費(1か月分)、仲介手数料

- 引越費用 新居へ引越するために、引越し業者または運送業者へ支払った費用
- \* 勤務先等から住宅手当等が支給されている場合は、当該金額を差し引いた額。
- \* 住居費及び引越し費用は、令和3年1月1日以降申請日までに支払った額が対象となります。 また、1,000円未満の端数は切り捨てた額となります。

もっと知りたい播磨町!!

きっと住みたくなる播磨町

子育て支援ハンドブック







#### ♡申請手続・必要書類

共通	播磨町結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)		
	住民票の写し (同意により省略可)		
	夫婦の所得証明 (同意により省略できる場合あり)		
	婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本		
	給与所得がある方	住宅手当支給証明書(様式第2号)	
	離職者がいる場合	無職であることの証明(離職票等の写し)	
	貸与型奨学金の返済がある方	返済額がわかる書類の写し	
住宅取得	居住物件の工事請負、売買に係る契約書の写し		
	住宅取得に係る領収書又は支払った金額等必要な事項が確認できるもの		
住宅賃貸	居住物件の賃貸借契約書の写し		
	住宅賃貸に係る領収書又は支払った金額等必要な事項が確認できるもの		
引越	引越に係る領収書		
その他	町長が必要と認める書類(アンケート等)		

\*予算の上限に達した場合、受付を終了させていただきます。

#### ♡結婚新生活支援補助金 Q&A

Q1: 添付書類について、申請書同意欄に記入して省略できるのはどんな場合ですか?

A1: 1.住民票の写しは、すべての方が省略できます。

2.所得証明書は、申請する年の1月1日(1-5月申請の場合は前年の1月1日) に播磨町に住民票がある方は省略できます。

Q2: 戸籍謄本や所得証明書について、前住所が遠方の場合、どうすればいいですか?

A2: 自治体により異なりますが、郵送で申請する事ができます。各自治体に直接お問い合わせください。

Q3: レンタカーを借りて自分で引越しましたが、レンタカー代を補助申請できますか?

A3: 自分でレンタカーを借りて引っ越した場合や、友人等に頼んで引っ越した場合は対象になりません。また、不用品の処分費用も対象になりません。

Q4: 申請書はどこに行けばもらえますか?

A4: 申請書様式は町 HP からダウンロードしていただくか、役場住民グループ窓口で配布しています。

#### くお問い合わせ>

播磨町役場 住民グループ 地域振興チーム

〒675-0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

TEL: O 7 9 - 4 3 5 - 2364 FAX: 079 - 435 - 1169 E-mail: jumin@town.harima.lg.jp